

## 高齢者世帯等生活支援給付金のお知らせ

- 基準日 令和4年6月1日
  - 支給額 3万円
  - 申請期限 1月31日(火)
  - 支給対象 世帯全員が令和4年度の住民税を課されていない世帯の世帯主
- ※次の条件に該当する方は除きます。
- ①世帯内に住民税が課される所得を未申告の方がいる世帯
  - ②北海道子育て世帯生活支援臨時特別給付金の支給対象となる世帯

## 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のお知らせ

- 基準日 令和4年9月30日
  - 支給額 5万円
  - 申請期限 2月28日(火)
  - 支給対象 世帯全員が令和4年度の住民税所得割を課されていない世帯の世帯主または令和4年1月から12月までに家計が急変し、令和4年度住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯
- ※次の条件に該当する方は除きます。
- ①世帯員のいずれかが住民税所得割が課されている方に扶養されている世帯
  - ②世帯内に住民税が課される所得を未申告の方がいる世帯

## 障害のある方を対象としたNHK放送受信料免除制度のお知らせ

免除の申請をされる方は、印鑑、障害者手帳を持参のうえ、福祉保健課社会福祉係までお越しください。

- 問合せ NHK 北海道北営業センター (☎ 0166-24-7100 旭川市)

	全額免除対象要件	半額免除対象要件
身体障がい者	身体障害者手帳を持っている方の世帯で、世帯全員が町民税非課税となっている世帯	世帯主が身体障害者手帳（1級または2級）を持っていて、NHK放送受信の契約者となっている世帯 世帯主が視覚障がい、または聴覚障がいの身体障害者手帳を持っていて、NHK放送受信の契約者となっている世帯
知的障がい者	療育手帳を持っている方の世帯で、世帯全員が町民税非課税となっている世帯	世帯主が療育手帳（A判定）を持っていて、NHK放送受信の契約者となっている世帯
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳を持っている方の世帯で、世帯全員が町民税非課税となっている世帯	世帯主が精神障害者保健福祉手帳（1級）を持っていて、NHK放送受信の契約者となっている世帯
その他の方	○生活保護を受けている世帯 ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている世帯	世帯主が戦傷病者手帳（障がい程度が特別項症から第一款症）を持っていて、NHK放送受信の契約者となっている世帯

- 問合せ 福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

## 任意予防接種の費用を助成

任意予防接種を受ける子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、助成を行っています。接種後、必要書類などを持参して申請してください。

### ■助成内容

種類	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	子どもインフルエンザ【令和4年度】
対象者	1歳～小学校就学前	1～15歳(中学3年生)で町外医療機関で接種した方 ※町内医療機関(訓子府クリニックで接種した方は申請の必要はありません)
接種回数	1回	生後6か月～小学6年生:2回 中学1年生～3年生:1回
助成額	半額(1回当たり上限3,000円)	1回目:接種費用から1,100円を引いた額 2回目:全額
期間	通年	接種期間:令和5年1月31日(火)まで 申請受付:令和4年度末まで

- 申請に必要なもの
  - ・任意予防接種を受けたことを示す領収書
  - ・母子手帳もしくは接種証明書
  - ・振込先の銀行口座が分かるもの
  - ・印鑑

- 問合せ 子ども未来課子ども支援係 (☎ 47-2367 認定こども園内)

## 風しんの抗体検査・予防接種を実施

日本では、平成30年より30代～50代の男性を中心に「風しん」の患者数が増加しています。風しんは、症状が出る前に、他の人にうつしてしまう可能性がある感染症で、特に妊娠中の女性が風しんにかかると、先天性風しん症候群(心臓病や白内障、難聴)の赤ちゃんが生まれる可能性があるため、社会全体で感染予防に努める必要があります。

このような状況から、風しんの予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に、無料で風しんの抗体検査および予防接種を実施しています。

最初に風しんの抗体検査を受け、十分な抗体価がなかった場合は、予防接種を受けることになります。

また、妊娠を希望する方や妊婦と同居されている方の風しん抗体検査の助成は、北海道で行っていますので、詳しくは北見保健所または町福祉保健課までお問い合わせください。

- 対象者 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性
- 受診方法 対象の方は、すでに郵送しているクーポン券を医療機関や健診受診の際に提出してください。クーポン券を紛失された方は福祉保健課健康増進係で再発行しますのでご連絡ください
- ※クーポン券の有効期限は3月31日(金)までです。
- 検査費用 無料

- 問合せ 福祉保健課健康増進係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)